

政令第 号

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成八年法律第八十五号）第二条第二項後段の規定に基づき、この政令を制定する。

平成二十八年熊本地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十八年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「第七条」を「第八条」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

理由

平成二十八年熊本地震による特定非常災害に対し適用すべき措置として建築基準法（昭和二十五年法律二百一十号）による応急仮設住宅の存続期間の特例に関する措置を追加して指定する必要があるからである。